令和6年度事業計画

I 事業の方針

利用期を迎えた人工林資源を活用し、低コストで効率的な木材生産により木材の安定供給を実現するとともに、資源の循環利用と CO2 吸収源としての森林の機能を発揮させ、さらには花粉発生源対策のために、着実に再造林を進めていくことが必要となっている。そのためには優れた人材の育成を目的とする林業普及が重要である。

このため、本会は、「森林・林業の改良、発展に必要な知識・技術の普及」及び「林業 改良普及活動に取り組む者への支援・協力」を目的として、機関誌・月刊誌や各種図書の 出版、研修・表彰、調査などの普及事業に取り組んできたところ。

しかしながら、林業経営を巡る厳しい状況により、都道府県協会の構成員(会員)が減少するとともに、普及のツールである書籍等の購読数が減少している。

このため、知識・技術については、本会機関誌「林業新知識」や月刊誌「現代林業」に おいて、最新情報をタイムリーに提供し、また、図書等においては、求められる普及のニ ーズを十分に踏まえ、技術や施策・制度に対する理解が深まるよう、最新情報等を分かり やすく提供し、普及を進める。

さらに、動画など新たな媒体を活用した普及にも取り組む。

一方、普及活動の推進・協力については、林業普及研修大会などの研修・表彰事業により 普及関係者の活動を促進するとともに、全国林業研究グループ連絡協議会(以下「全林研」 という)が行う普及関連事業への支援・協力を引き続き行う。

加えて、花粉発生源対策、森林経営管理制度と森林環境譲与税、カーボンニュートラル、

SDG s 等を念頭においた林業普及ができるよう、適切に対応する。

これらの対応にあたっては、会員である都道府県協会(以下「県協会」という)や全国 林業普及指導職員協議会(以下「全普職」という)、全林研等の普及団体と連携・協力し て、本会の使命を継続して果たしていけるよう取り組むものとする。

Ⅱ 事業計画

1. 会費の徴収

県協会からその構成員数に応じた会費(1人当たり1,500円、前年度と同額) を徴収する。また、構成員の維持・確保及び会費の早期納入のための奨励金の 積算方法等は、別紙のとおり前年度と同様とする。

賛助会員の会費は、1万円以上とする。

2. 機関誌の配布

県協会と協力し、その構成員に対して機関誌「林業新知識」を配布するとともに、 林業団体等における新規構成員の開拓に努める。

3. 研修•表彰事業

1) 全国林業普及研修大会の開催

全普職及び全林研との共催で、林業普及指導員、意欲の高い林家、林業普及団体 関係者等を対象とした研修会を開催する。

2) 第58回林業関係広報コンクールの開催

森林・林業団体等が行う広報事業の質の向上等を図るため、広報誌及びホームページを対象にコンクールを行う。

3) その他

公益社団法人大日本山林会が開催する全国林業経営推奨行事に協賛して運営に参画する。また、都道府県、団体等が実施するコンクール、表彰行事等について、審査への参画、受賞者への賞の授与、記念品の贈呈等を行う。

4. 普及活動等推進事業

- 1) 林業研究グループの育成、普及活動の促進等のために全林研が行う次の事業に対する支援・協力を行う。
 - ① 林業研究グループが実施する高校生のインターンシップなどの森林・林業

教育等の活動

- ② 林業研究グループ等を対象とした研修会、表彰行事等
- ③ 機関誌の発行等
- 2) 「スマート林業推進技術者育成事業」(林野庁委託事業)を前年度に引き続き実施する。
- 3) 福島第一原子力発電所事故に関連する「避難指示解除区域等の林業再生に向けた 普及啓発事業」(林野庁委託事業)を前年度に引き続き実施する。
- 4) 花粉発生源対策に係る調査・普及を行う「効果的な花粉発生源対策の実施に向けた調査及び普及」(林野庁補助事業)を前年度に引き続き実施する。
- 5) 林業高校のためのスマート林業学習プログラムの作成等を行う「スマート林業教育推進事業」(林野庁委託事業)を前年度に引き続き実施する。
- 6) 違法伐採木材の流通防止に関する「クリーンウッド」事業のうち「専門委員会の 設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供」(林野庁委託事業)を前年度に引き続 き実施する。
- 7) 「研修に活用できる労働安全確保マニュアルの作成・普及」(林野庁補助事業)を新たに実施する。
- 8) 花粉発生源対策の実施に必要な労働力の確保のための「地域間・産業間連携労働力確保事業」(林野庁補助事業)を新たに実施する。
- 9) 能力評価システム導入支援(自主事業)について、引き続き試行を行う。

5. 出版・展示事業

- 1) 普及図書の出版
- ア 「現代林業」の刊行

「林業新知識」の姉妹誌として林業総合月刊誌「現代林業」を刊行する。

イ 林業改良普及双書

林業普及指導員をはじめ関係者が行う普及活動の効果的な実施等に資するため、

- 3種類の刊行を予定する。
- ① 林業改良普及双書 No. 208
- ② 林業改良普及双書 No. 2 0 9
- ③ 林業改良普及双書 No. 2 1 0

ウ 単行本の刊行

森林・林業の改良普及に資する次の単行本を刊行する(名称はいずれも仮題)

- ① 「フォレストワーカーテキスト改訂版」 全国林業改良普及協会編
- ② 「森づくりの原理・原則 2」 正木 隆著
- ③ 「森林・林業白書(令和6年版)」林野庁

エ パンフレット類の制作

都道府県、市町村、林業関係団体等の森林・林業施策の推進や普及啓発活動等に資する「見やすく、分かりやすい」パンフレット類を制作する。

主なものは次のとおり。

- ① 「保安林のしおり」
- ② 「林業・木材産業改善資金のしおり」
- ③ 「森林整備事業のあらまし」
- ④ 治山事業、林道事業等のパンフレット これらに併せて、林業関係団体等が広報普及事業等に使用するパンフレット等の 受託制作に積極的に取り組む。

2)展示事業

展示施設や野外教育の場で活用できる展示パネル、野外解説板等の制作・販売や、 展示施設の展示物の維持、管理等を行う。

6. 森林認証普及等事業

持続可能な森林経営を引き続き支援するため森林認証に関する普及等を行う。

7. 調查研究事業

スギ花粉飛散量予測のための各地域での雄花着花状況の把握及びこれに関するドローンを使った技術開発に関する調査・検討を行う「スギ雄花花芽調査等の推進」 (林野庁補助事業)を新たに実施する。

また、林野庁が担当する地域以外の地域における雄花着花状況の把握(環境省委託事業)を新たに実施する。

8. 一般販売・野外活動支援等事業

1) 野外活動等支援事業

東京・高尾で分収林契約のもとで造成している「高尾青年の山」について、民間 団体の協力を得て、間伐等の森林整備を実施するとともに、市民の山づくり活動の 場、森林・林業の研修の場等として活用する。

また、研修宿泊施設である高尾グリーンセンターについては、引き続き民間団体への委託による管理運営を行う。

2) 一般販売・受託事業

普及関係以外の物品販売を行う。また、本会の有するノウハウを活かし、業務の 受託にも努める。

Ⅲ 会議、その他

理事会、総会以外の会議は必要に応じて開催する。

令和6年度の会費及び奨励金について

1. 会費と機関誌の配布

会費及び機関誌の配布数は次表のとおりとし、前年度と同様若干部数を無料配布する。 また、年度途中で機関紙の追加を必要とする場合は、一部127円で配布する。

2. 奨励金 (構成員確保)

構成員の維持・確保を狙いとして支給している奨励金については、前年度と同様次の 方法により積算し、県協会に交付する。

(積算方法)

構成員の確保に関わる前年度における取組状況及び数年間の継続的な取組状況を表す 指標として次の①及び②を使用し、それぞれ上位10の協会に当該協会の会費の5%相 当額を奨励金(会員確保)として、会費の額から差し引く(①及び②の重複は不可)。

- ① 本年度の構成員数の前年度に対する比率が高い。
- ② 本年度の構成員数の5年前に対する比率が高い。

3. 会費の納期と奨励金(早期完納)

- 1) 会費の2分の1(上半期分)を7月末日までとし、残額(下半期)を12月までに 納入するものとする。
- 2) 会費を9月末日までに全額納入したときは、会費から奨励金(構成員確保)を差し引いた額(差引納入額)の7%を「奨励金(早期完納)」として交付する。 ただし、会費の2分の1以上を7月までに納入しない場合、及び図書代金等で 前年度分の未納がある場合は除く。